



産業労働コラム20 労働者協同組合法について

2022年10月に労働者協同組合法が施行されました！

2022年10月1日、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた労働者協同組合法が施行されました。

労働者協同組合とは、同法に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新しい法人制度です。

組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

- 1 労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこととされています。
 - (1) 組合員が出資すること。
 - (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。
 - (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること。
- 2 組合は、1のほか、次に掲げる要件を備えている必要があります。
 - (1) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - (2) その行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること。
 - (3) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - (4) 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。
 - (5) 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

企業組合またはNPO法人から組合への組織変更

現に存する企業組合又はNPO法人は、法施行後3年以内に限り、総会の議決を得ることにより、その組織を変更し、組合になることが認められています。

(労働者協同組合の基本原理)

